

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日は、
日曜日、
日曜日の
翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可(十三件) (農村整備課)

保安林の指定の予定(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第二百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業今市地区区画整理)を平成三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤崎町が行う土地改良事業(中山間地域農村活性化総合整備事業以西(鍋坂)地区農業用排水)を平成三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大熊）地区農業用排水）を平成三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（高野・大熊）地区暗きよ排水）を平成三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（金屋）地区暗きよ排水）を平成三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（金屋）地区農道整備）を平成三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（国実・宮木）地区農道整備）を平成三年三月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業手間（田住上）地区農業用排水）を平成三年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業手間（田住下）地区農業用排水）を平成三年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井東（杉崎）地区農業用排水）を平成三年三月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）（倭文地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成三年三月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）（上萩山地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成三年三月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）（豊栄地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成三年三月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第二百四十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 保安林予定森林の所在場所

- 西伯郡西伯町大字東上字小谷東平二〇四七、二〇四八、二〇四九の
- 一、二〇五〇から二〇五二まで、二〇五四、二〇五五、二〇五七から

二〇六〇まで、二〇六二、二〇六三の二から二〇六三の六まで、二〇六五、二〇六六、二〇七〇から二〇七二まで、二〇七四の一、二〇七四の二、字小谷二〇七五の一、二〇七五の四から二〇七五の六まで、二〇七六、二〇七八、二〇八〇の二から二〇八〇の三まで、二〇八一から二〇八六まで、字安井谷二二一六、二二一七、大字下中谷字桐ヶ谷三二二三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めぬ森林の所在場所

字小谷東平二〇四七、字小谷二〇八四

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町宮原字六郎谷一〇一四の一、一〇一四の二、字城床一〇一五、字藤五郎一〇一六から一〇一八まで、一〇二一から一〇二三まで、字猿籠一〇二四、字大サリ口道上二〇二五

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字大江字ヒツガナル一四五七から一四五九まで、字今磯ノ七 一六〇四、字長ハシリ一六〇九、字今磯ノ六 一六一〇、字今磯ノ八 一六三三

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字門畑ヶ上エ二二八六、二二八八、字元詰畑

平二三三〇の一、二三三三一、二三三三三、字大峠二三三五、字愛宕山二三三六、二三三七の一、二三三七の二、字鉄穴平二五五七、二五五八、二五六一の一、二五六一の五、二五六一の六、二五六三の一、字堤原二五六四の一・字切詰山二五七二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、日野町金持字小原一五七九の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

字小原一五七九の一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めぬ森林の所在場所

字愛宕山二三三七の一、二三三七の二

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 禱 治

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋、字野組一八四八の第一（次の図に示す部分に限る。）、字ツク谷一八五九の三五、一八五九の三九、一八五九の四〇（以上三筆国有林）、一八五九の五二、一八五九の六二（国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月一日 鳥取県指令受鳥土維第四百二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字梅登

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産企業

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・二・三号南駅口富安線

三 事業施行期間

昭和五十四年十二月二十五日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

平成三年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年三月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日時 平成三年三月二十二日（金） 午前九時三十分

二 場所 鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

三 議題

1 鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙について

2 羽合町長選挙に係る審査申立てについて

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年三月十九日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ラッキーセブン	マルホン工業株式会社
	パーディーチャンスーI	
	パーディーチャンスーII	
	ギャラリー	
	トルネード	
	トランポリン	

ジューシイフルーツW	豊丸産業株式会社
バトルロイヤル	
ザ・ギャラリー	株式会社ニューギン
武蔵	
ダブルエース	奥村遊機株式会社
ジャングルコング	
FLASH	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】